

各務原市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱

(平成26年4月1日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号。第3条において「令」という。）第24条第4号及び第5号の規定に基づく多子軽減措置によって軽減される障害児通所支援に係る利用者負担額を、償還払いの方法により障害児通所給付費（以下「給付費」という。）として支給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)において使用する用語の例による。

(支給額)

第3条 給付費の支給額は、同一の月に通所給付決定保護者（以下「保護者」という。）が障害児通所支援を提供した事業者を支払った額から、令第24条の規定により算定した額を差し引いた額とする。

(支給申請)

第4条 給付費の支給を受けようとする保護者は、多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長へ提出しなければならない。

(1) 通園証明書（様式第2号）

(2) 障害児通所支援に係る利用者負担額の支払を証する書類

(支給決定等)

第5条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、支給の可否を決定し、多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書（様式第3号）により当該申請をした保護者に通知するものとする。

(給付費の返還)

第6条 市長は、保護者が偽りその他不正な手段により給付費の支給を受けたときは、既に支給した給付費の全部又は一部の返還を求めるものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、決裁の日から施行し、同日以後に利用された障害児通所支援から適用する。

附 則（平成 29 年 2 月 2 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 30 日決裁）

- 1 この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 3 条の規定は、この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる障害児通所支援（各務原市多子軽減措置に伴う償還払いによる障害児通所給付費支給要綱第 2 条第 4 号に規定する障害児通所支援をいう。以下同じ。）について適用し、施行日前に行われた障害児通所支援については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給申請書

各務原市長 宛

次のとおり関係書類を添えて多子軽減措置に伴う障害児通所給付費の支給を申請します。

申請年月日 年 月 日

フリガナ												
申請者氏名 (通所給付決定保護者氏名)												
生 年 月 日	年 月 日											
居 住 地	〒		電話番号									
サービス利用月の世帯における 対象費用の支払合計額						申請に係 るサービ ス利用月		年 月分				
係 通 所 所 給 給 付 付 決 決 定 定 に に の の 氏 氏 名 名	フリガナ		生年月日		受給者証番号							
	氏 名											

(注) 支払を証する書類（領収書の原本等）を添付してください。

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費を下記の口座に振り込んで下さい。

口 座 振 替 依 頼 書	銀 行 信用金庫 信用組合		本店 支店 出張所		種 目		口座番号					
	金融機関コード		店舗コード		1 普通預金 2 当座預金 3 その他							
	フリガナ											
	口座名義人											

申請書提出者	□申請者本人 □申請者本人以外（下の欄に記入）		
フリガナ			申 請 者 との関係
氏 名			
住 所	〒 電話番号		

様式第 2 号（第 4 条関係）

通 園 証 明 書

年 月 日

様

住所
施設名
施設長氏名

下記児童は、当施設に通園（通所）していることを証明します。

記

	児童氏名	生年月日	在園期間
1			年 月 日から 年 月 日まで
2			年 月 日から 年 月 日まで
3			年 月 日から 年 月 日まで
4			年 月 日から 年 月 日まで

多子軽減措置に伴う障害児通所給付費支給（不支給）決定通知書

第 号
年 月 日

〒 -

様

各務原市長

年 月 日に申請のありました多子軽減措置に伴う障害児通所給付費の支給について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

給付決定保護者氏名															
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号													
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号													
給付決定に係る児童氏名		受給者証番号													

受付年月日	年 月 日	決定年月日	年 月 日
本人支払額	円	申請に係るサービス利用月	年 月分
支給	☐ する ☐ しない	支給金額	円
不支給の理由			

- (教示)
- 1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- 2 上記1の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、各務原市を被告として（訴訟において各務原市を代表する者は、各務原市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
- (1) 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

問合せ先
各務原市